

高松市学校給食アレルギー対応委員会について

1 アレルギー疾患対応をめぐる国の動き

平成20年3月	文部科学省監修の下、財団法人日本学校保健会（当時）が「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（以下ガイドライン）」を作成。
平成26年6月	アレルギー疾患対策基本法が成立
平成27年3月	文部科学省が、「学校給食における食物アレルギー対応指針」を作成
平成29年3月	厚生労働省が、アレルギー疾患対策基本法に定められている「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を策定
令和2年3月	ガイドライン改訂

2 アレルギー対応委員会設置の趣旨

(1) 連携体制の構築

令和元年度改訂版ガイドラインにおいて、教育委員会の役割として、「アレルギー対応委員会を設置し、適切な対応推進のために、以下の点などに関して活動する」と示されている。

- ① 学校単位で連携しにくい機関（医師会、消防機関等）との広域的な対応の取りまとめや支援を行う。
- ② 関係者の定期的な協議の場を設け、連携体制の構築等に努める。
- ③ 研修会の実施・支援を行う。
- ④ 食物アレルギー対応状況を把握し、必要に応じて指導及び支援を個別に行う。
- ⑤ すべての事故及びヒヤリハット事例について情報を集約し、改善策と共に所管内に周知を図り、事故防止に努める。

上記の内容を踏まえ、高松市では、令和3年12月1日に高松市学校給食アレルギー対応委員会を設置した。

(2) 手引きの見直し

本市では、平成24年4月に「学校給食における食物アレルギー対応について」を作成し、各学校へ通知しており、各学校及び調理場は、本手引きを基に、施設の状況や個々の児童生徒の症状等を考慮し、各学校で対応を決定していた。

しかし、作成から9年が経過し、見直しの必要があったため、高松市学校給食アレルギー対応委員会で内容を検討し、令和4年10月に「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」（資料2）として、改訂を行った。

その後、学校（学級）における対応や保護者とのやり取りの方法について示した内容等を追加するため、今後改訂を検討している。